

一般質問通告書

東村山市議会会議規則第62条第2項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2016年11月22日

質問者 5 朝木 直子

東村山市議会議長殿

1 社協の監査は適正に行われているか

1. 老人クラブの監査について、決算委員会の答弁をふまえて伺う

- (1) 老人クラブ連合会事務局は社会福祉協議会に委託され、老人クラブの監査も社協が行っているが、このような委託事業となった経過を伺う。
- (2) 市老連事務局委託の具体的内容。
- (3) そのうち老人クラブ会計の「監査」の内容と範囲。
- (4) 老人クラブ会計の「監査」の方法を詳細に伺う。
- (5) 老人クラブによって、監査の方法が違うようなことはないか。
- (6) 「監査」により不適正な会計は過去5年間に何件あったか、またその内容を伺う。
- (7) 老人クラブ会計の「監査」が適正に行われていなかった場合、その責任の所在は、
以上について、総括的に伺う。

2 元市議による多摩湖寿会での横領をいつまで隠ぺいするのか

1. 9月議会で指摘した元市議による多摩湖寿会で発覚した横領について、社協の対応はどのようなものであったか。

- (1) 8月17日に社協で多摩湖寿会の前年度役員、現年度役員および市老連（社協）、高齢介護課職員、第三者の立会人にて協議した内容を伺う。また、元会計から返金された42万4500円についてはどのような処理をするよう指導したのか伺う。
- (2) 横領した元会計は当時、社協の評議員であった。現在は辞任しているが、辞任した経過（理由）を伺う。
- (3) 8月17日付で元会計本人が自筆で書き、署名捺印した「誓約書」について、社協および市は確認しているか伺う。

2. 9月の決算委員会で、健康福祉部長は多摩湖寿会不正会計について「調査する」と答弁した。その後どのような調査をしたか。

- (1) これまでの調査につき、7月5日に、多摩湖寿会から市老連に相談があった時点からの今日までの経過を伺う。
- (2) 決算委員会後、多摩湖寿会から会計帳簿等を預かってから、どのような調査を行ったのか、内容を具体的に伺う。特に元会計へのヒアリングについては詳細に伺う。
- (3) 不適正会計（総会費における酒類や神社への祝い金や飲食費など）と不正会計（二重計上など実際には支出していない経費の計上）それぞれについて、各年度の件数

および金額を伺う。

- (4) 多摩湖寿会から提出された調査結果は「不正金」の一覧として市にも提出されていると聞くが、この一覧に記載されている各項目について、調査確認したか。
- (5) 上記一覧につき、特に、以下の指摘について、どのような調査をしたか。
- ① クラブ活動経費の二重計上（平成24～27年度）
 - ② 同一経費の領収書とレシートによる二重計上（平成24年～27年度）
 - ③ 役員会（実際には行われていない）の経費として計上された、市内寿司店等での飲食費（平成24年度～27年度）
 - ④ 前年度と同一経費（社協のぼり旗）の二重計上（平成27年度）
 - ⑤ 研修費として計上された「入浴料」（領収書もなく、実際には入浴の事実すらなかった）（平成25年度）
 - ⑥ 「役員懇親会」（実際には行われていない）に計上された酒類およびオードブル3皿、「まぐろたたきセット10個」等（平成26年度）
- (6) 不適正計上と不正計上を除くと、実際に支出された補助対象経費はいくらになるか、またそれに伴い、補助金の返還額はいくらになるか。

3. 今回のような横領事件を二度と起こさないための再発防止について伺う。

- (1) 公金から補助金が支出されている老人クラブは単なる任意団体ではなく、公的性格の強い団体であると思うが、見解を伺う。
- (2) 9月議会では補助対象経費以外の会計においては、横領が発生しても市は関知しないとれる答弁があったが、そもそも適正な会計運営が行われていない団体に対して公金で補助をするという行為が適切だと考えているのか伺う。そうでないとなれば、団体の会計運営に問題が発生した場合、指導是正するのが社協および市の立場ではないか。
- (3) 今回の横領は、新年会や研修旅行で集めた会費や祝金が会計に納金されていないなど、補助対象経費外にも多々問題が発生しているが、この事実を確認したか。
- (4) 平成24年度の会員から集めた福祉募金は役員で集計した記録があるが、同金額が寿会の会計から「募金」として支出され、社協の領収書が貼付されている。この事実は確認しているか。また募金という高齢者の善意を踏みにじる着服があったこと等ふまえ、高齢者への募金自体、即刻やめるべきである。多くの問題点が指摘される募金事業について見解を伺う。
- (5) 市に提出された平成24年度から平成27年度の「収支報告書」は虚偽であったことが明らかとなった。過失ではなく故意（悪意）であることも内容から明らかであるが、この事実について、市はどう対処するのか。
- (6) 虚偽の収支報告書を提出し、補助金（公金）を着服した元市議に対し、今後どのような措置を考えているか。刑事訴訟法第239条第2項もふまえ、市の見解を伺う。
- (7) また、今回4年間に渡り、毎年監査を行っていたにも関わらず、不適正な会計が見逃されていたことにより被害が拡大した多摩湖寿会の横領事件について、責任は誰にあるのか、誰がとるのか伺う。

以上について、総括的に伺う。